

ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について

- ①ギャンブル等依存症対策推進基本計画（令和 4 年 3 月 25 日閣議決定）は、ギャンブル等依存症対策基本法に基づき、**3 年ごとに実態調査を行った上で、見直しを検討すること**とされている。
- ②また、基本法においては、変更の案を作成しようとするときには、**ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の意見を聴かなければならない**とされている。

【令和 6 年度】

- | | |
|----------|---|
| 8 月 30 日 | (厚労省) ギャンブル等依存症問題の実態調査 (R5 実施) 結果公表
※ ギャンブル等依存症対策基本法で 3 年ごとの実施が定められている。 |
| 9 月～ | 関係者会議を 4 回程度開催 |
| 3 月 | 3 月末を目途に基本計画の変更 |